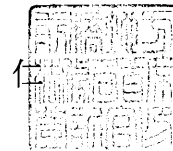


事 務 連 絡

令和6年3月5日

群馬土地家屋調査士会長 殿

前橋地方法務局首席登記官 菅 生



固定資産評価替えに伴う評価額のない新築建物の課税標準価額の認定
基準について

標記について、当局における認定基準が別添1のとおり改訂され、令和6
年4月1日から施行されますので、参考までに送付します。

なお、経年減価補正率表については、補正率に変更ありませんが、併せて
送付します。



別紙第1（第3条第2号，第4条第4号関係）

新築建物価格認定基準表

令和6年4月1日施行
(平方メートル単価・単位円)

種類	構造	構造					
		木造	れんが造・コンクリートブロック造	軽量鉄骨造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨・鉄筋コンクリート造
居宅		95,000	—	108,000	116,000	143,000	—
共同住宅		88,000	—	108,000	116,000	143,000	—
旅館・料亭・ホテル		105,000	—	—	148,000	—	—
店舗・事務所・百貨店・銀行		74,000	—	70,000	98,000	149,000	—
劇場・病院		84,000	—	—	148,000	—	—
工場・倉庫・市場		41,000	—	34,000	80,000	104,000	—
土蔵		—	—	—	—	—	—
附属家		50,000	—	41,000	98,000	127,000	—

適用区分一覧表

種類	適用区分
居宅	居宅のみの用途に供する建物・茶室
共同住宅	アパート・マンション・寄宿舎・グループホーム等集団で住宅として利用する一棟の建物
旅館・料亭・ホテル	旅館・料理店
店舗・事務所・百貨店・銀行	店舗・事務所・校舎・講堂・研究所・集会所・遊技場・守衛所・給油所・銀行・信用金庫・保険会社・百貨店・教習所・会館・試験室・教会・聖堂・スポーツジム・体育館・宴会場・保育所・クラブハウス・練習所
劇場・病院	病院・診療所・公会堂・劇場・映画館・競技場・野球場・競馬場・養護所・デイサービスセンター
工場・倉庫・市場	工場・倉庫・発電所・変電所・停車場・公衆浴場・火葬場・温室・蚕室・鶏舎・酪農舎・パーキングタワー・休憩所・収卵出荷所・機械室・作業所・ボイラー室
土蔵	
附属家	車庫・物置・便所

経年減価補正率表

1 木造建物減価補正率

経過年数	経年減点 補正率
1	0.80
2	0.75
3	0.70
4	0.67
5	0.64
6	0.62
7	0.59
8	0.56
9	0.53
10	0.50
11	0.48
12	0.45
13	0.42
14	0.39
15	0.37
16	0.34
17	0.32
18	0.30
19	0.28
20	0.25
21	0.24
22	0.24
23	0.23
24	0.22
25	0.21
26	0.21
27以上	0.20

2 非木造建物減価補正率

経過年数	経年減点 補正率
1	0.9579
2	0.9309
3	0.9038
4	0.8803
5	0.8569
6	0.8335
7	0.8100
8	0.7866
9	0.7632
10	0.7397
11	0.7163
12	0.6929
13	0.6695
14	0.6460
15	0.6225
16	0.5992
17	0.5757
18	0.5523
19	0.5288
20	0.5054
21	0.4820
22	0.4585
23	0.4388
24	0.4189
25	0.3992
26	0.3794
27	0.3596
28	0.3398
29	0.3228
30	0.3059
31	0.2916
32	0.2774
33	0.2631
34	0.2488
35	0.2345
36	0.2294
37	0.2243
38	0.2191
39	0.2140
40	0.2089
41	0.2071
42	0.2053
43	0.2036
44	0.2018
45以上	0.2000

※本表は、令和5年11月15日付け総務省告示第385号による改正後の固定資産評価基準（昭和38年12月25日自治省告示第158号）の「木造家屋経年減点補正率基準表」及び「非木造家屋経年減点補正率基準表」から平均値を算出したものである。